

【資料4】 1. 甲社の別表五（二）を修正し、【資料4】 6.の問題文を一部改訂しています。

〔第二問〕 - 50点 -

甲株式会社（以下「甲社」という。）は食品加工業を営む内国法人である。甲社に係る以下の資料に基づき、次の各問いに答えなさい。

（問1）甲社の当期（平成29年4月1日から平成30年3月31日）の課税所得金額を求めなさい。なお、解答に際し処理方法が複数ある場合には、甲社にとって最も有利となる方法によることとする。
また、消費税及び地方法人税について考慮する必要はない。

（問2）C社が当期末において所有している土地の帳簿価額を求めなさい。

【資料1】 甲社の概要

資本金 1億円（昭和61年4月1日設立）

株主構成	株主	持株割合
	乙（甲社の代表取締役）	50%
	丙（乙の長男）	30%
	丁（乙の次男）	20%

【資料2】 甲社と資本関係にある企業

A社 資本金 6,000万円（平成4年4月1日設立）

株主構成	株主	持株割合
	甲社	80%
	丙	20%

事業年度 毎期4月1日から翌年3月31日まで

B社 資本金 3,000万円（平成13年4月1日設立）

株主構成	株主	持株割合
	X社	65%
	甲社	35%

※ X社は非同族会社であり甲社と資本関係はない

事業年度 毎期10月1日から翌年9月30日まで

C社 資本金 3,000万円（平成26年4月1日設立）

株主構成	株主	持株割合
	甲社	100%

事業年度 毎期4月1日から翌年3月31日まで

【資料3】 甲社の会計上及び税務上の処理方法

- （1）甲社では、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って会計処理を行っている。
- （2）前期末に確定した法人税の額等（未払法人税等）は、当期納付時に当該未払法人税等を取り崩す処理を行っている。また、当期中に発生した予定納税額は、仮払経理により処理している。
- （3）当期末確定法人税の額等を未払法人税等として見積計上している。
- （4）有価証券の評価は、移動平均法によっている。
- （5）従来から減価償却費を法定償却方法により計算している。
- （6）甲社が所有する資産に対し資本的支出を行った場合には、新規に資産を取得したものとして減価償却を行うこととしている。

【資料4】1. 甲社の別表五（二）を修正し、【資料4】6.の問題文を一部改訂しています。

【資料4】 甲社の当期決算に係る留意事項

1. 甲社の別表五（二）抜粋

甲社の当期中の税金の納付状況の確認を兼ねて別表五（二）を作成したところ次のようになった。

税 目		期首現在 未納税額	当期発生 税 額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額
				充当金取崩 による納付	仮払経理 による納付	損金経理 による納付	
		①	②	③	④	⑤	①+②-③-④-⑤
法人税 地方 法人税	28.4.1~29.3.31	16,000,000	/	16,000,000			
	当 期 分	中 間	/	8,000,000		8,000,000	
		確 定	/		/	/	/
	計	16,000,000					
道府 県 民 税	28.4.1~29.3.31	780,000	/	780,000			
	当 期 分	中 間	/	650,000		650,000	
		確 定	/		/	/	/
	計	780,000					
市 町 村 民 税	28.4.1~29.3.31	2,300,000	/	2,300,000			
	当 期 分	中 間	/	1,800,000		1,800,000	
		確 定	/		/	/	/
	計	2,300,000					
事 業 税	28.4.1~29.3.31		5,000,000	5,000,000			
	当期中間分	/	3,000,000		3,000,000		
	計		5,000,000				

納 税 充 当 金 の 計 算							
期首納税充当金		31	24,080,000	取 崩 他 額	損金算入のもの	37	
繰 入 額	損金経理をした納税充当金	32	28,000,000		損金不算入のもの	38	
		33				39	
	計	34			仮払税金償却	40	
取 崩 額	法人税額等	35	19,080,000			41	
	事業税	36	5,000,000	期末納税充当金	42	28,000,000	

【資料4】1. 甲社の別表五（二）を修正し、【資料4】6.の問題文を一部改訂しています。

2. A社との取引

(1) 中古機械装置の取得

甲社は、平成29年8月10日にA社から中古の食品加工用機械を 5,000,000円で購入し、当期末の減価償却費を計上しようとしたところ、当該機械装置の取得時の価額が 3,000,000円であることが判明した。甲社では、購入金額と時価との差額をA社に対する寄附金として費用処理し、残額の 3,000,000円部分について耐用年数を5年として、定率法による減価償却を行った。

甲社が購入した当該機械装置に係る詳細は、次のとおりである。

種 類	A社取得価額	法定耐用年数 (償却率)	A社事業供用 年月日	甲社事業供用 年月日	備 考
食料品製造業 用設備	7,000,000円	10年 (0.250)	平成23年 4月1日	平成29年 9月1日	(注1, 2)

(注1) A社の平成29年3月期（譲渡直前）における減価償却累計額は、5,338,867円であり、当該機械装置に係るA社の減価償却費の計算は、これまで適正に行われてきた。

(注2) 平成24年3月31日以前取得の減価償却資産に係る旧定率法の償却率である。

(2) A社株式の譲渡

甲社は、上記(1)の機械装置取得後の平成29年10月20日に甲社所有のA社株式の10%を1株88,000円（適正価額）で、乙の次男の丁に譲渡した。なお、甲社では、譲渡価額と帳簿価額との差額を有価証券譲渡益で処理している。

甲社が所有するA社株式に係る取得状況及び前期末における帳簿価額は、次のとおりである。

取得年月日	1株あたり 取得原価	取 得 株式数	帳簿価額	備 考
平成4年4月1日	50,000円	600株	30,000,000円	甲社がA社設立時に出資したものである。 甲社の他に丙が200株取得している。
平成16年6月1日	100,000円	200株	20,000,000円	A社の設備投資資金として、甲社が出資したもので、出資時の適正な評価額に基づくものであり、会計処理及び税務処理は適正に行われている。
合 計		800株	50,000,000円	—

3. 甲社からC社への土地譲渡

C社では、来期に食品加工場の建設を予定しており、工場建設用として甲社が所有していた土地を平成30年2月1日に甲社の前期末帳簿価額1億5,000万円で譲渡した。当該土地の譲渡時の価額は、4億円であり、当該取引が低額譲渡であることから、時価との差額について、甲社では譲渡益を計上し、C社では受贈益を計上したうえで、次の処理により譲渡益と受贈益を圧縮する会計処理を行った。

なお、C社が所有する土地は、本件土地のみである。

甲社処理：	(雑 損 失)	250,000,000	(未 収 入 金)	250,000,000
C社処理：	(土地受贈益)	250,000,000	(土 地)	250,000,000

【資料4】1. 甲社の別表五（二）を修正し、【資料4】6.の問題文を一部改訂しています。

4. 当期中に甲社が受けた配当金は、次のとおりである。

(1) 配当

甲社が当期に支払いを受けた配当金等の詳細は次のとおりである。

区 分	銘 柄	計算期間	配当等の額 (うち源泉税額)
期末配当	A社株式	平成28年4月1日～平成29年3月31日	900,000円 (183,780円)
期末配当	B社株式	平成28年10月1日～平成29年9月30日	157,500円 (32,162円)
中間配当	K社株式	平成28年10月1日～平成29年3月31日	480,000円 (98,016円)

(注1) C社は当期無配であった。

(注2) K社株式は、甲社が以前より所有している非支配目的株式等であり、K社株式の異動はなかった。なお、K社株式の期末帳簿価額は、32,000,000円であり、期末時価は、29,000,000円であった。

(注3) 記載した株式以外に前期及び当期末において関連法人株式等は有していない。

(2) 甲社が当期中に支払った利子及び割引料並びに前期末及び当期末の会社計算上の総資産等は、次のとおりである。なお、負債利子等の計算は、当年度実績により行うこととする。

① 支払利子・割引料

事業資金として金融機関からの長期借入金	3,260,100円
機械装置取得のための長期借入金	132,450円
金銭債権の早期回収に伴う売上割引料	98,070円

② 前期末・当期末の会社計算上の総資産の帳簿価額等

区 分		前期末帳簿価額	当期末帳簿価額
総資産の帳簿価額		1,504,336,000円	1,520,791,000円
借方表示	A社株式	50,000,000円	45,000,000円
	B社株式	12,600,000円	12,600,000円
	K社株式	32,000,000円	29,000,000円
貸倒引当金		1,600,000円	7,700,000円

【資料4】1. 甲社の別表五（二）を修正し、【資料4】6.の問題文を一部改訂しています。

5. 貸倒引当金

(1) 甲社の決算手続き中に取引先S社から破産手続開始の申立てを行った旨の通知が届き、甲社でS社に係る債権を調べたところ売掛金残高が10,000,000円であった。甲社では、当該売掛金について個別評価により貸倒引当金を計上することとした。前期以前に個別評価の対象となるものはなかった。

(2) その他の金銭債権

種 類	期 末 残 高	備 考
受取手形	38,500,000円	個別評価の対象となるものはなく、T社振出しの約束手形15,000,000円が含まれている。なお、T社からは、取引開始に際し収受した営業保証金5,000,000円がある。
売 掛 金	124,000,000円	S社に対する売掛金10,000,000円を含んでいる。
未収入金	150,000,000円	C社に対する土地譲渡に係るものである。

(3) 甲社では、貸倒引当金を差額補充法により行っており、当期末の貸借対照表における計上額は、7,700,000円（うち一括評価に係るものが2,900,000円である。）であった。

(4) 実質的に債権と見られないものの額は、基準年度実績によらないこととする。

(5) 繰入率

甲社では、一括評価に係る金銭債権について法定繰入率により貸倒引当金の計上を行うこととしており、製造業に係る法定繰入率を1,000分の8として計算している。甲社では毎期、貸倒引当金の計算に係る明細書を添付している。

6. 甲社の減価償却資産に係る特記事項は次のとおりである。なお、特記事項に掲げるもの以外は適正に計算がされている。

(1) 建物附属設備の改修

当期6月1日に支出した修繕費は40,000,000円であり、甲社工場の冷暖房設備の出力を大きくするために行ったもので全額が資本的支出に該当することが判明した。当該冷暖房設備の詳細は次のとおりである。

種 類	取得年月日 事業供用日	耐用年数 (償却率)	取得価額	前 期 末 減価償却累計額	備 考
冷暖房設備	H9. 4. 1	15年 (0.142)	50,000,000円	47,662,626円	(注1, 2)

(注1) 冷暖房設備に係る償却率は、平成19年3月31日以前取得分に係る旧定率法の償却率である。

(注2) 前期以前及び当期の減価償却費の計算は適正に行われている。

(2) 中古機械装置

上記【資料4】2.(1)に係るA社から購入した中古機械装置の残存使用可能期間を4年と見積もった。この残存使用可能期間は、税務上適正とされている。また、当該機械装置の移設に要した費用は、2,500,000円であり、工場経費として費用処理している。

【資料4】1. 甲社の別表五（二）を修正し、【資料4】6.の問題文を一部改訂しています。

(3) 耐用年数・償却率（平成24年4月1日以後取得分の償却率）

耐用年数	償却率		保証率
	定額法	定率法	
2年	0.500	1.000	0.11089
4年	0.250	0.500	0.12499
5年	0.200	0.400	0.10800
6年	0.167	0.333	0.09911
7年	0.143	0.286	0.08680
10年	0.100	0.200	0.06552
12年	0.084	0.167	0.05566
15年	0.067	0.133	0.04565

7. 海外視察旅行に係る処理

当期11月に1週間の旅程で同業者団体が主催する海外視察旅行に乙と丙（甲社の経営に従事している。）が参加した。全行程のうち業務従事割合が70%であった。甲社では、当該視察旅行に係る費用（900,000円）について業務従事に対応する部分を旅費交通費として処理し、それ以外の部分を接待交際費として処理していた。

8. デリバティブ取引

有価証券勘定には、有価証券の先物取引等による店頭デリバティブ取引に係るもの25,000,000円が含まれており、当期末において未決済であるため甲社では何も処理を行っていない。

当該デリバティブは、当期から開始し、甲社が所有する売買目的外有価証券の価額の変動により生じる可能性のある損失の額を減少させるために取得したものである。当期末までに売買目的外有価証券の譲渡はなく、かつ、当該デリバティブがヘッジとして有効であると認められる状態にある。

当期末における売買目的外有価証券の時価と帳簿価額との差額について、3,000,000円の損失があり、デリバティブ取引による利益額は、3,200,000円であった。

【答案用紙】を適切なスペースに修正しています。

〔第二問〕 - 50点 -

(問1)

区 分		総 額		計 算 欄
		①		
当期利益又は当期欠損の額		1	154,209,000円	
加	損金経理をした法人税及び 地方法人税(附帯税を除く)	2		
	損金経理をした道府県民税 (利子割額を除く。)及び市 町村民税	3		
	損金経理をした道府県民税 利子割額	4		
	損金経理をした納税充当金	5		
	損金経理をした附帯税(利 子税を除く。)、加算金、 延滞金(延納分を除く。) 及び過怠税	6		
	減価償却の償却超過額	7		
算				

【答案用紙】を適切なスペースに修正しています。

加	役員給与の損金不算入額	8		
	交際費等の損金不算入額	9		
算		10		
	小 計	11		
減算	減価償却超過額の当期認容	12		

【答案用紙】を適切なスペースに修正しています。

減 算	納税充当金から支出した事 税等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額	14		
	外国子会社から受ける剰余 金の配当等の益金不算入額	15		
	受贈益の益金不算入額	16		
	適格現物分配に係る益金不 算入額	17		
	法人税等の中間納付額及び 誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19		
		20		

【答案用紙】を適切なスペースに修正しています。

減 算				
	小 計	21		
仮 計	22			
関連者等に係る支払利子等の損 金不算入額	23			
超過利子額の損金算入額	24	△		
仮 計	25			
寄附金の損金不算入額	26			
法人税額から控除される所得税	29			
税額控除の対象となる外国法人 税の額	30			
合 計	33			

【答案用紙】を適切なスペースに修正しています。

契約者配当の益金不算入額	34		
非適格合併又は残余財産の全部 分配等による移転資産等の譲渡 利益額又は譲渡損失額	36		
差 引 計	37		
欠損金又は災害損失金等の当期 控除額	38		
総 計	39		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探 鉱費の特別控除額	40		
残余財産の確定の日の属する事 業年度に係る事業税の損金算入 額	46		
所得金額又は欠損金額	47		

(問2) C社の当期末における土地の帳簿価額

--

